

組織変更のお知らせ

平成17年4月1日付けで沖縄総合事務局組織規則等の一部が改正されたことに伴い、組織の一部に変更がありました。主な変更内容は下記のとおりです。

1

① 経済産業部では、地域経済行政を的確かつ効率的に遂行するため、産業課の名称を変更しました。

※地域経済課 ← 産業課

② また、地域における産業保安行政の一元化を図るため、経済産業部が所掌していた電気・ガス等の産業保安に係る業務が原子力安全・保安院那覇産業保安監督事務所へ移管されました。

■移管される産業保安業務に係る各種手続き

平成17年4月1日から窓口が変更になりました。

変更された主な届出、申請等(保安規制に係るもの)は以下のとおりです。詳細については、お問い合わせください。

【平成17年4月1日から】

経済産業省原子力安全・保安院
那覇産業保安監督事務所

那覇市おもろまち2-1-1
TEL.098-866-6474

【平成17年3月31日まで】

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部

那覇市前島2-21-7
TEL.098-866-0031
電気関係(内線303)
ガス・火薬(内線295)

○電気事業法関係

- (1) 保安規程の届出(第42条)
- (2) 電気主任技術者等の選・解任届出、保安管理業務外部委託承認申請(第43条)
- (3) 事業用電気工作物工事計画の認可申請(第47条)、工事計画届出(第48条)
- (4) 使用前安全管理審査(第50条の2)、定期安全管理審査(第55条)
- (5) 自家用電気工作物の使用開始届出(第53条)
- (6) 自家用電気工作物設置事業場等に対する立入検査(第107条)
- (7) 感電死傷、主要電気工作物破損、波及事故等(電気関係報告規則第3条)

○電気工事士法

認定電気工事従事者、特殊電気工事士資格者に係る資格認定及び認定証の交付申請等(第4条の2)

○試験、講習会案内・申込書の配付

- (1) 認定電気工事従事者、特殊電気工事士資格者認定講習等(財団法人電気工事技術講習センターが実施しているもの)
- (2) 第一種～第三種電気主任技術者試験、第一種、第二種電気工事士試験(財団法人電気技術者試験センターが実施しているもの)

○ガス事業法

- (1) 保安規定届出書(法第37条の7第3項において準用する法第30条第1項)
- (2) ガス主任技術者選任又は解任届出書(法第37条の7第3項において準用する法第30条第2項)
- (3) ガス工作物一部使用承認申請書(施行規則第113の2)
- (4) ガス事故詳報(施行規則第112条)
- (5) ガス事故年報(施行規則第111条第2、3号)
- (6) 導管改修実施状況の報告(施行規則第111条第5、6号)
- (7) 消費機器調査結果年報(施行規則第111条第7号)
- (8) 周知状況の届出(施行規則第106条)

○特監法(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律)

- (1) 認定申請[再交付申請](施行規則第8条(第13条))

○火薬類取締法

- (1) 製造営業の許可申請(法第3条)
- (2) 製造施設等の変更(法第10条)
- (3) 完成検査(法第15条)
- (4) 保安検査(法第35条)

■施行日

平成17年4月1日

2

開発建設部に新たに総務調整官、景観環境事業調整官及び防災対策官が設置されました。また、港湾環境技術指導官に替えて港湾空港指導官が、港湾空港整備調整官に替えて港湾空港技術対策官がそれぞれ設置されました。

① 総務調整官は、開発建設部の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に参画し、並びに開発建設部の所掌事務の一部を行います。

② 景観環境事業調整官は、良好な景観形成に資する土木工事の施工方法に係る企画・立案に関する事務、環境影響評価についての審査、調整及び技術の改善に関する事務、公共事業間の調整に関する事務などを行います。

③ 防災対策官は、災害対策基本法の規定による防災業務計画に関する事務で開発建設部の所掌に関する事務の一部を行います。

④ 港湾空港指導官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸の整備及び保全並びに飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備に関する事務、港湾等及び飛行場に関する環境の整備及び保全の指導に関する事務を行います。

⑤ 港湾空港技術対策官は、港湾等の整備及び保全並びに飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備に係る技術の開発に関する事務を行います。

3

運輸部に新たに海事保安・事故保障対策調整官が設置されました。また、運航監理官及び船員労務官を統合して運航労務監理官が設置されました。

① 海事保安・事故保障対策調整官は、船舶の保安及び船舶の事故による損害の賠償の保障に関する重要事項についての企画・立案・調整に関する事務を行います。

② 運航労務監理官は、海上運送法に基づく旅客船の運航管理業務、内航海運業法に基づく貨物船の運航管理業務、船員法等に基づく監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣事業等に係る立入検査業務、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格の立入検査業務を行います。

4

北部ダム事務所羽地出張所を廃止して、新たに北部ダム統合管理事務所羽地ダム管理支所が設置されました。